

# 名護市教育委員会議事録

会議名	第 364 回名護市教育委員会臨時会			
開催日時	令和 2 年 2 月 25 日 (火) 開会 14 : 00 閉会 17 : 20			
開催場所	名護市役所 庁議室			
出席者	教 育 長 委員 (教育長職務代理者) 委員 委員 委員	岸本敏孝 大城千代子 照屋 厚 名嘉千エミ 大城 享	教 育 次 長 (教)総務課長 (教)総務課主幹 兼学校給食センター所長 教育施設課長 学校教育課長 文化 課 長 博 物 館 長 中央図書館長 文化スポーツ振興課長 保育・幼稚園課 幼稚園担当主幹 子ども育成環境整備 プロジェクトチーム主幹 (教)総務課総務係長 教育施設課管理係長 地域力推進課 地域人材育成係主査	石川達義 仲井間修 仲井間憲彦 具志堅文明 仲宗根勝也 比嘉 久 仲田 宏 照屋 利伊 屋部 憲克 金城三津代 大兼 康弘 玉城利和 名城耐志 渡具知武由 ほか担当職員
欠席者				

## 1 議案

- 議案第 6 号 令和 2 年度名護市一般会計教育費予算について
- 議案第 7 号 令和元年度名護市一般会計補正予算 (教育費予算 (補正第 5 号)) の要求  
について
- 議案第 8 号 第 3 次名護市教育振興基本計画の策定について
- 議案第 9 号 令和 2 年度名護市立幼稚園の休園について
- 議案第 10 号 令和 2 年度県費負担教職員定期人事異動 (新規採用・再任用) の内申につ  
いて ※ 秘密会
- 報告第 1 号 名護市教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 報告第 2 号 屋部中学校校舎新築工事請負契約の契約金額を変更する契約に係る専決  
処分事項の報告について
- 報告第 3 号 名護市学校給食費 (食材費) 納付に係る引き落とし手数料改定の報告につ  
いて

## 2 内容

### ・議案第 6号 令和2年度名護市一般会計教育費予算について

(関係各課等の長等より説明)

委員：スポーツコンベンション誘致事業の内容としてスポーツ合宿等支援助成とあるが、これはどのような団体を対象に行っているものなのか。

文化スポーツ振興課長：県外のアマチュアのスポーツ団体となる。1人当たり1泊千円の補助金で、上限額として1団体10万円となっている。

委員：申し込みがあった団体すべて、例えば学校関係や企業なども可能なのか。

文化スポーツ振興課長：現在は大学関係が多くなっている。人気もあり、予算100万円確保しているが、その範囲内で補助を行っている。

委員：アスリート等によるスポーツ教室や講演会がこれまでも行われていたが、次年度についてはどのようなスポーツの計画があるのか。

文化スポーツ振興課長：名護市のスポーツ振興協議会というのがあり、その中で事業計画を立てるので、次年度の事業についてはこれから計画を立てていくことになる。

委員：ある程度年度のバランスを取りながら、競技種目もバランスよく行う必要がある。

文化スポーツ振興課長：今年度から始まった事業で手探りではあるが、そのような考えも持ちつつ今後、協議会の中でも検討していきたい。

委員：中央公民館の駐車場については公民館前の広い芝生部分一帯が駐車場となるのか。

地域人材育成係主査：そうなる。優先駐車場3台、一般駐車場102台、バス5台の予定となっている。

委員：小中学校の備品整備でピアノという話であったが、1台ずつ老朽化によるものか。

教育施設課長：そうである。

委員：そうすると、ピアノについては毎年必要な予算になるのではないか。

教育施設課長：毎年の予算というわけではなく、要請が上がってきた学校について対応するものである。

委員：要請が上がった学校対応となると、一気に2、3台重なる可能性もあるわけで、そうなるよりはコンスタントに計画的に時期をずらしながら入れ替えしていった方がよいのではないか。

委員：ピアノの購入時期と耐用年数は把握していないために、要請が上がってきた学校のみに対応となっているのではないか。

教育施設課長：そういうリストがあればということですが、そこは確認しないとわからないため、今回については要請が上がってきた学校について対応する。

委員：ピアノについてある程度知識のある先生が赴任した場合に、ピアノの老朽化に気付き入れ替えの要請は上がるかもしれないが、老朽化に気付かず悪い状態のピアノを使って音楽の授業をしている学校がある可能性も否定できない。そうなるよりは、先ほどのリストなどを作成して耐用年数を把握し、使えなくなる前に入れ替えができるほうがよい。

教育施設課長：今回は要請の上ってきた学校について対応するが、一度各学校に確認し

てみたい。

委員：中学生海外短期留学派遣事業について、期間を短くし、その分で留学生の人数を増やす検討をしているということだが、具体的な案は挙がっているのか。

学校教育課長：次年度はオリンピックとの兼ね合いで、航空運賃がどうしても高くなる。また、留学予定の3週間の内前半部分がオリンピックの時期と重なってしまっている。その点を考慮して、今までの長期間というのも再検討しているところである。さらに、受け入れ先の問題もあり、期間を短くすることで受け入れ先が見つかるのか現地の担当者とやり取りしている段階である。

委員：期間を短くすることで、内容的な部分が目的を達成できるのかどうかという問題もある。

学校教育課長：内容については、ホームステイが子どもたちのよい体験となっていることから重要と考えているため、ホームステイに関しては実施し、ホームステイに入るまでの研修の部分を縮小する方向で考えている。

委員：学校給食費の無償化というのが継続してあるが、それ以外の貧困対策について取り組んでいるものがあれば教えてほしい。

学校教育課長：学校教育課では就学援助として要保護・準要保護世帯への援助がある。また、他の貧困対策についても他部署と連携して進めている。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第 7号 令和元年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第5号））の要求について

((教)総務課長より説明)

委員：コンベンション施設整備事業の部分で、再度協議させてほしいと要請があったとのことだが、どこから要請があったのか。

文化スポーツ振興課長：サッカー協会とラグビーフットボール協会である。

委員：東江小学校の掲揚台を残してほしいとの要請だが、学校関係者と書いてあるのは学校側なのか PTA なのか。また、残すことで今後の環境整備に支障はないのか。

教育施設課長：当時掲揚台を作成した方の息子さんである。また、支障はない。

((教)総務課長及び(教)総務課主幹兼学校給食センター所長より説明)

(教育施設課長より説明)

委員：PCB の収集とあるが、まだ残っている学校があるのか。

教育施設課管理係長：調査しているが、現在のところ残っている所はない。

(学校教育課長より説明)

委員：国庫補助査定額の減額とあるがどういうことか。

学校教育課長：見込みで計画を提出するが、査定段階で条件に合致しないと判断されたため、補助額の減額となった。

委員：教育研究所運営審議会の開催がなかったとのことだが、どのような理由で開催されなかったのか。

学校教育課長：昨年開催し、今後の運営の在り方について報告を受けた。今年度から2カ年計画で事業を行っているので、次年度の開催となる。

委員：スクールバスの減額だが、バスは計画通り運行していたのか。

学校教育課長：台風時等の予備費の減額となっているので、バスの運営は確実に行われている。

委員：臨床心理士の人数の確保ができないのはどのような状況か。

学校教育課長：現在臨床心理士のニーズがとても増えており、スクールカウンセラーなど資格保持者は先ず県が確保してしまう状況にある。

委員：準要保護児童生徒への援助費が減額となっているが、予算に対して対象が少ないということか。

学校教育課長：当初の見込みは600名であったが、現在520名程度であったので減額となっている。

委員：現在の貧困問題との関連性はどうか。

学校教育課長：各家庭の特需もあったと考える。今年度に限って言えば、雇用状態も向上しているのではないかと推測される。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：学校給食費の無償化により、給食費が無償化なのでその他の援助を受けるための手続き自体をする世帯が減った可能性もある。

委員：学校・家庭・地域連携事業での減額が多いが、家庭教育の衰退している現状があると考えており、大事な事業だと思うのだが、減額の理由が活動自体できていないということの問題ではないか。

学校教育課長：この謝金だけで生計を立てるのは難しく、またこのためだけに時間を作ってもらうのも難しく、推進員になっていただける方が予定していたより少なかった。

委員：この状況が今後も続く可能性はあるだろう。この事業を衰退させないためには、方法や方策を再検討すべき時期に来ているのではないか。

学校教育課長：現在はこの推進員ができる方々を養成しようと考えており、そのための研修や各学校の授業参観日での活動で興味を持っていただけた方へのチラシの配布も行っている。興味のある方々を増やしたいと考えている。

委員：予算減となっている理由を踏まえて、今後は予算の執行の仕方を検討していく必要があるのではないか。

学校教育課長：活動のある学校の取組を紹介して、手をあげてくださる方を待っているのだが、委員がおっしゃったように積極的に声掛けをしていきたい。

委員：手続き自体をしない人がいるかもしれないと考えているのであれば、手続きの仕方を簡単に、手続きしやすく改善する必要があるのではないか。対象となるすべての世帯に援助できるような体制を作るべきではないか。

学校教育課長：今年度については沖縄県の就学援助の広報がなされていなかったが、次年度については、県も再度広報に力を入れるとのことなので、名護市もそれに乗る形で対象世帯にお知らせしていけるようにしたい。

委員：教育活動サポーターと地域学校協働活動推進員について、それぞれ活動内容について教えてほしい。

学校教育課長：地域学校協働活動推進員というのが今までの地域コーディネーターといわれる方々である。教育活動サポーターというのは、講演会やミニ講座などを手伝っていただいたり学校生活の援助、例えば日本語が話せない帰国子女の児童・生徒への語学支援など、学校のニーズに対してサポートを行っていただいたりしている。地域学校協働活動推進員は現在屋我地や緑風などの限られた地域にしかおらず、今まで活動いただいていた推進員もできなくなっているのが現状である。

委員：活動時間的なものはどうなっているのか。

学校教育課長：この方々の時間的余裕のある時間に活動していただく形となる。

(文化課長より説明)

委員：資料整理員の人数減ということは人材不足ということだと捉えるが、この職員については特殊な勉強や経験が必要なのか。学生は無理なのか。

文化課長：考古学を専攻した学生であればすぐ採用できるのだが、実際は人材がいない。

委員：調査研究等報償費も減となっているが、こちらも人材不足ということか。

文化課長：それぞれの専門分野で調査・研究を行っていただいているが、調査・研究に係った時間が予定より少なかったということである。

(文化スポーツ振興課長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第 8号 第3次名護市教育振興基本計画の策定について

((教)総務課長より説明)

委員：施策の目標の部分で現状（平成30年度）から目標（令和6年度）に向けて数値が入っているが、年度毎の目標値は何でわかるのか。

(教)総務課長：年度ごとの重点施策に設定していく形になる。

委員：国の施策の変更や教育環境の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うとあるが、5年間の数値等に縛られることなく見直しを行えるということか。

(教)総務課総務係長：大幅な変更に対しては計画自体を見直す可能性があるということである。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第 9号 令和2年度名護市立幼稚園の休園について

(保育・幼稚園課幼稚園担当主幹より説明)

委員：東江幼稚園の休園についてはどうにもならないのか。

幼稚園担当主幹：「名護市立幼稚園今後の在り方について（方針）」を策定する際に、懇話会の中で在園児が10名以下になると小学校就学前の集団教育が効果的に行えないという意見があった。それを踏まえると、東江幼稚園は入園希望者が4名ということで厳しい状況にあると考え、休園候補とした。この原因としては、10月より実施された保育無償化の影響があるものとする。幼稚園で8時から14時まで預けても、保育園で8時から18時

まで預けても保育料は無償ということで、幼稚園ではない他の修学前施設に園児が流れている可能性がある。また、午後の居場所についても、東江幼稚園は民間事業所が送迎を行っていたが、次年度は送迎ができなくなったことも影響していると考える。

委員：4名の園児の受け入れ先はどうか。

幼稚園担当主幹：3名については現在保育園に通っているため、継続して保育園に在園することになる。残りの1名については家庭保育児であるが近隣の認定こども園で認められれば通うことができるようになる。このこども園については空きがあることは確認しているので、今後申し込みをしてもらう形になる。

委員：次年度以降、入園希望者が10名を超えれば、開園するのか。

幼稚園担当主幹：そうなる。ただし、保育無償化が始まってから急激に園児が減っているので、同じようなやり方では希望者の増は望めない。今後は運営の在り方を検討していく必要がある。例えば、3歳からの3年保育を始める。現在待機児童が多く、0～2歳までは3か所の小規模保育事業所が受け皿となっているが、3歳からの受け皿が不足してくることが想定されるので、東江幼稚園が受け入れられないか検討している段階である。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第10号 令和2年度県費負担教職員定期人事異動（新規採用・再任用）の内申について

※ 秘密会

(学校教育課長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・報告第1号 名護市教育委員会教育長職務代理者の指名について

(教育次長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・報告第2号 屋部中学校校舎新築工事請負契約の契約金額を変更する契約に係る専決処分事項の報告について

(教育施設課長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・報告第3号 名護市学校給食費（食材費）納付に係る引き落とし手数料改定の報告について

((教)総務課主幹兼学校給食センター所長より説明)

委員：手数料について条例・規則か何かで定められているのか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：規則などでは定められていない。契約の中で。

委員：教職員が手数料を払いたくないといった場合に、払わせる法的拘束力はないので気になる。

(採決の結果、原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第 26 条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏孝

作成職員 井上友紀